（年金局事業企画課監査室の所掌事務の特例）

4　年金局事業企画課監査室は、第七十三条の二第六項に規定する事務のほか、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号。附則第十四項において「特別障害給付金法」という。）に基づく事業の実施に関する年金局の所掌事務についての監査に関する事務をつかさどる。この場合において、第六十五条第四項中「企画課」とあるのは、「年金局及び企画課」とする。

（削る）

（地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課の所掌事務の特例）

5　地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百十八条各号に掲げる事務（企業年金課にあっては、第七百十七条各号に掲げる事務）のほか、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号。以下この項及び第八項から第十項までにおいて「基金法」という。）附則第十六条第一項に規定する旧給付（第八項から第十項までにおいて単に「旧給付」という。）の支給が行われる間、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務をつかさどる。

6　地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百十八条各号に掲げる事務（企業年金課にあっては第七百十七条各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第十三項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（次号において「存続厚生年金基金」という。）の監督に関すること。

二　（略）

（薬事監視専門官の設置期間の特例）

7　第七百二十四条第一項第二号ロの薬事監視専門官のうち一人は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

8～10　（略）

（再乱用防止対策官の設置期間の特例）

11　第七百二十八条第二項第四号ホの再乱用防止対策官は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

12～14　（略）

別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）

名称	位置
（略）	（略）
名古屋検疫所静岡空港出張所	牧之原市坂口
（略）	（略）

（年金局事業企画課監査室の所掌事務の特例）

3　年金局事業企画課監査室は、第七十三条の二第四項に規定する事務のほか、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号。附則第十一項において「特別障害給付金法」という。）に基づく事業の実施に関する年金局の所掌事務についての監査に関する事務をつかさどる。この場合において、第六十五条第四項中「企画課」とあるのは、「年金局及び企画課」とする。

（サイバーセキュリティ監査官及び特別サイバーセキュリティ監査官の設置期間の特例）

4　第七十四条第四項及び第五項の本省に置くサイバーセキュリティ監査官及び特別サイバーセキュリティ監査官のうちそれぞれ一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課の所掌事務の特例）

5　地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百十八条各号に掲げる事務（企業年金課にあっては、第七百十七条各号に掲げる事務）のほか、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号。以下この項及び第十一項から第十三項までにおいて「基金法」という。）附則第十六条第一項に規定する旧給付（第十一項から第十三項までにおいて単に「旧給付」という。）の支給が行われる間、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務をつかさどる。

6　地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百十八条各号に掲げる事務（企業年金課にあっては第七百十七条各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第十五項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（次号において「存続厚生年金基金」という。）の監督に関すること。

二　（略）

（新設）

7～9　（略）

（新設）

10～12　（略）

別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）

名称	位置
（略）	（略）
名古屋検疫所静岡空港出張所	牧ノ原市坂口
（略）	（略）